これからの学校教育を担う教員の在り方について(報告) ―小中一貫教育制度に対応した教員免許制度改革―

平成26年11月6日 中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会

はじめに

中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会においては、平成26年7月にあった中央教育審議会への文部科学大臣の諮問を受け、小中一貫教育制度における教員免許制度の在り方及び教員の養成・採用・研修の全体の在り方の二つの事項について審議を行うこととなった。

これらのうち、小中一貫教育制度における教員免許制度の在り方については、小中一貫教育制度が早期の具体化を目指し本年内には中央教育審議会として結論を得るという全体的なスケジュールの下、本部会においても小中一貫教育制度における教員免許制度について速やかに具体的な提言を行うことが必要となった。

このようなことから、本部会では、9月19日、10月1日、10月29日の3回にわたり審議を行い、教員の養成・採用・研修の全体に共通する背景や課題、改革の方向性について議論するとともに、それらを踏まえつつ、まずは小中一貫教育制度における教員免許制度の在り方について検討し、本報告を取りまとめた。教員の養成・採用・研修の全体の在り方については、本年7月に示された教員の養成・採用・研修の改善に関するワーキンググループの論点整理も踏まえつつ、検討を進めていくこととしている。

1. 背景 ~教員の役割の重要性~

社会が急激に変化する中、我が国の教育にも、以下のような時代の変化に即した対応が求められており、教育を支える教員についても同様に、時代の変化に対応し、あるいは時代の変化を先取りし、教員にふさわしい資質能力を備える必要がある。

○ 知識基盤社会への対応

我が国においても知識基盤社会の到来とともに、知の創造の価値がこれまで以上 に高まっている。そのような中、自ら課題を発見し、他者と協働してその解決に取 り組み、新たな価値を創造できるような力を身に付けることが必要となっている。

○ 国際化への対応

世界全体の国際化が加速する中、多様な価値観と共存し、新しい価値を創造していくことが、これからの日本人に求められている。すなわち、イノベーションを創出し、多様な文化や価値観を受容し共生していくことができる人材や、国際的に活躍できる人材の育成が必要となっている。

○ 人口減少社会への対応

我が国を見ると、少子化と高齢化が同時に進行し、年齢構成バランスが著しく変化することが予想されている。50年後には、生産年齢人口が半分にまで減少し、社会保障においては、三人で一人を支えるという構図から一人で一人を支える構図へと変化することとなる。このような中、現在の豊かさを維持しつつ社会を安定させるためには、日本人の労働生産性を今より更に高めることが必要となっている。また、高齢化の進行により地域社会の維持が難しくなっていることが指摘されており、国民一人一人が社会に積極的に参画する意識を高め、社会を支えていくことが必要となっている。

これらの変化への対応方策の一つが、教育の質の向上であり、中でも学校教育をどこまで充実させられるかが、今後の我が国の未来を左右すると言っても過言ではない。

学校教育の質保証の仕組みとして、教科書等に関する諸制度など教育内容や教育方法に係る全国的な基準が整備されるとともに、教職員定数に関する諸制度や義務教育費国庫負担制度、県費負担教職員制度を通じて適切な教員の確保が図られている。さらに、直接児童生徒を指導する教員の役割は極めて重要であることから、教員の資質及び能力の維持向上及び開発を図るため教員免許制度や教員研修制度などが整備されている。

今後、日本や世界の未来の姿を見据えながら、我が国の学校教育について、その制度 や運用をより一層現状に適合させるとともに、効果的・効率的なものとなるよう更なる 改革を進めることが求められており、教員の養成・採用・研修についても同様に改革を 進めていくことが必要である。

この報告において、以下の課題を踏まえ、教員の養成・採用・研修の各段階における 取組に一貫性を持たせながら、これらの改革を方向付けることとする。

2. 課題 ~社会変化に伴い生じる様々な課題~

教員の養成・採用・研修の各段階における主な課題は以下のとおりであるが、これらの課題は相互に関連し合うものであり、これらの課題を一体的に捉え、教職生活全体を通じて学び続け、キャリア形成を図るよう、教育委員会、学校、大学がそれぞれの役割を明確にした上で連携・協働し、これを推進・支援する方策を講じることが重要である。

(1) 教員養成における課題

知識の伝達というこれまでの一般的な指導方法の更なる充実のほか、児童生徒が主体的・協働的に学ぶ授業を展開できる力や、各教科横断的な視野で指導できる力、学校段階間の円滑な移行を実現する力など、従来の力に加え、新しい指導力が必要となっている。さらに、教員が社会の変化に対応できるためには、養成段階は教員となる際に必要な基礎的・基盤的な学修を行う段階であることを踏まえると、揺るぎない教育観や児童生徒の発達に対する理解など教員としての基本的な知識や能力を備えている必要がある。また、特別支援教育、小学校英語の教科化、道徳の教科化、ICTの活用など、近年の教育改革の方向に合わせた教員養成課程の充実を図るとともに、生徒

指導や学級経営を行う力の育成にも対応することが求められている。実践的指導力を養うため、大学においては、教育委員会や学校現場の実情、ニーズを把握し、これらの者との共通理解の下に教員養成を行う必要がある。その際、教職生活全体を俯瞰して、養成段階で身につけるべき内容を整理する必要がある。さらに、豊かな知識と識見はもとより、大きく変動する社会の中での教育の在り方に関する理解や、多様化した保護者の関心や要求に対応できる豊かな人間性とたくましさ、小・中学校をはじめとした各学校の特色や関係性に関する幅広い知見を備えた教員を養成することも必要である。

(2) 教員採用における課題

学校に対するニーズが複雑化・多様化する中、豊かな知識と識見はもとより、幅広い視野を持った個性豊かでたくましい人材を教員として確保することが必要である。また、一層多様化している児童生徒の興味・関心に対応するため、教科や指導法の一部についてより高い専門性を持った人材の確保も必要となっている。さらに、採用における当事者間のミスマッチを未然に防ぐため、採用前において学校現場を経験する機会を増やすなど、互いのニーズを符号させる工夫も必要である。

(3) 教員研修における課題

OECDの国際教員指導環境調査(TALIS)によると、日本の教員は研修意欲は高いものの、日常業務の多忙化などにより、必要な研修のための時間を十分に確保することが困難な状況であることが判明した。このため、学校における業務の精選や効率化を進めるとともに、教職員の役割分担の見直しや専門家の活用、組織体制の強化などチームとしての学校の力の向上を図ることによって教員研修等のための機会を確保することが必要となっている。また、国、都道府県、市町村、学校がそれぞれ主体となって研修を行っているが、全体として体系立った研修が行われていない。このため、研修の実施主体が有機的連携を図りながら、教員のキャリアの段階に応じ、教員のニーズも踏まえた研修を効果的・効率的に行うことが必要である。さらに、研修成果の可視化についても工夫することが必要である。

(4) 教員免許制度における課題

教育の質保証の仕組みの一つとして、我が国では教員免許制度が整備されている。 この制度は、現在、学校種ごとの免許状を基本としているが、近年、学校種を超えた 連携や学制改革の検討が進められる中で、次世代の免許制度の在り方について議論し、 適切な見直しを行うことが必要となっている。

3. 改革の方向性

学校教育の成否は、正に教員の力量にかかっており、教員の資質能力を確実に開発・ 向上させることが我が国の学校教育の水準を高めることになる。その際、今後学校がチーム学校として、従来にはない組織としての機能が求められる中、教員についてもチー ム学校を支える一員としての資質や能力が求められている。

このため、以下の「改革の視点」を持って、教員の養成・採用・研修の改革に取り組むことが重要である。

【改革の視点】

○ 多様性への対応

これまでの既成概念や固定観念にとらわれることなく、教育の目的の達成に向けて、多様な専門性や経験を有する人材によって多様な方法による教育を行うことができるような改革とする必要がある。

○ 体系的な取組

教員の資質能力の向上について、より効果的・効率的に取り組むためには、大学などにおける教員養成、教員採用、採用後の現職研修などの各段階を通じ、また、国、都道府県、市町村、学校などの取組主体が、一貫した理念の下、相互に関連して体系的に取り組む必要がある。この際、教職生活全体を通じた職能成長を促す観点から、教員養成、教員採用、現職研修や、その主体となる国、大学、教育委員会、学校等がそれぞれの役割とその分担を明確にしながら相互に緊密な連携・協働体制を構築する必要がある。とりわけ、独立行政法人教員研修センターの果たす役割は小さくなく、その機能強化を図ることが望まれる。

○ 次世代の教育像を意識した取組

現状の課題に即した具体的方策の検討という従来型思考による改革を着実に進めていくとともに、我が国は少子化・高齢化などの社会変化の速度が世界の中でも最も早く進行していることから、更に先んじて日本社会やその中の教育の将来像を描きつつ現在行わなければならない取組を逆算的に明らかにして、改革に取り組むことが重要である。

4. 小中一貫教育制度の整備に当たっての取組

(1) 現狀

日本の学校制度は、戦後、6-3-3-4制の学制を基礎として構築され、戦後の復興、近代国家としての成長と発展に重要な役割を果たしてきたが、戦後約70年が経ち、少子化や子供の発達の早期化、小1プロブレムや中1ギャップ等の課題が指摘されているほか、子供たちの自己肯定感の低さなど、現在の学校制度が必ずしも子供の発達や能力に応じた効果的な制度とはなっていない現状がある。今後、政府としては、子供の自信や可能性、能力を引き出す教育を行うことができる制度の構築のため、小学校段階から中学校段階までの教育を一貫して行うことができる小中一貫教育学校(仮称)を制度化し、9年間の中で教育課程の区分を弾力的に設定するなど柔軟かつ効果的な教育を行うことができるようにすることとしている。このため、この制度が円滑に機能するための教員免許制度はどうあるべきかについて検討する必要がある。

(2) 対応方策

① 小中一貫教育学校(仮称)の教員の免許状について

小中一貫教育学校(仮称)の創設に当たっては、義務教育段階の学校種を全て小中一貫教育学校(仮称)に統一するということではなく、小学校、中学校は引き続き存置させるとともに、地域の実情に応じて小中一貫教育学校(仮称)を置くことができるような制度設計となる予定である。

また、学習指導要領については、既存の小・中学校の学習指導要領に基づくことを 基本とすることとなる。

小中一貫教育学校(仮称)は小学校・中学校の9年間の課程を一貫した教育を行う学校であることから、小中一貫教育学校(仮称)に配置される教員は、9年間の課程を見通した教育を行う力を有することが必要である。

このような点を踏まえつつ、本部会では、以下の3案について検討した。

- ア 小学校、中学校及び小中一貫教育学校(仮称)に対応した免許状の創設
- イ 小中一貫教育学校に対応した「小中一貫教育学校免許状(仮称)」の創設
- ウ 小学校教員免許状と中学校教員免許状の併有

これらの案については、学校の種類ごとの教員免許制度という現行制度を前提としつつ、以下の理由を考慮すると、当面の措置として、小学校及び中学校の教員免許状の併有をもって対応することが適当である。これは中等教育学校における教員免許状の取扱いとも整合するものである。

- 今回の小中一貫教育学校(仮称)の整備に当たっては、上記のとおり、小中一貫 教育学校(仮称)に対応した学習指導要領を新たに作成することはせず、既存の小 ・中学校の学習指導要領に基づくことを基本とすることとなること。
- 小学校及び中学校教員免許状の併有者の数は十分とは言えないものの、一定数は 確保できること、さらに、免許状の併有の促進策が一層講じられることが見込まれ る中では、新たな免許状を創設する場合よりも機動的かつ迅速に人員の確保が可能 であること。

両免許状を併有するという今回の対応方策については、小中一貫教育学校(仮称)において教員の機動的かつ迅速な確保を可能とすること等を踏まえたものである一方、平成14年中央教育審議会答申「今後の教員免許制度の在り方について」では、幼稚園・小学校・中学校の連携や中高一貫教育の取組状況などを踏まえつつ、教員免許状の総合化を中長期的な課題として検討すべきであることが提言されている。本部会においては、このような検討経緯も踏まえつつ、上記アやイにおいて示された免許状についても、今後の小中一貫教育の定着状況、教育課程の特例措置の活用状況なども考慮し、また、これからの学校を担う教員に必要な力を身に付けさせるための養成・採用・研修の在り方といった大きな視点から、引き続き検討を行うこととする。

なお、現職教員における両免許状の併有を促進するためには、人事や処遇等について教員の免許状の併有に関するインセンティブ措置を講じることが考えられる。このため、国、都道府県、市町村、学校においては、両免許状の併有の促進策について、それぞれの視点から検討する必要がある。

② 経過措置について

上記の方法をとった場合であっても、小学校教員で中学校教員免許状を有する者が約60%、中学校教員で小学校教員免許状を有する者が約30%であり、更に地域によりばらつきが見られることなどを踏まえると、小中一貫教育の推進のためには、中等教育学校の場合と同様に、当分の間は、どちらか一方の免許状を有することをもって相当する課程(小学校教諭免許状を有する場合には小学校課程、中学校教諭免許状を有する場合には中学校課程)の指導を可能とする経過措置を設けることが必要である。

この際、小学校及び中学校教諭免許状のどちらか一方を有する場合の指導範囲については、教科担任のみならず相当する課程の学級担任としての指導(道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導)を可能とすることが不可欠である(※)。

※ 中学校教員で小学校教員免許状を有する者の割合が極めて低いため、両免許状の併有者のみが学級担任を可能とするとした場合には、中学校課程における学級担任が可能な人員の確保ができない可能性が大きい。また、小学校教員で中学校教員免許状を有する者の割合は比較的高いものの、地域によっては併有率がかなり低く両免許状の併有者の確保が困難であることが想定される。さらに、併有を条件とした場合、小学校では一人の教員が1学級の学級担任としての指導と全教科の指導(一部の教科については専科担任制を採る場合も多い)を行うことが基本となっているにもかかわらず、小学校教員免許状のみを有する者が学級担任としての指導を行うことができないとなった場合、全教科の指導を行うものの学級担任としての指導だけができない教員が存在する一方で、学級担任としての指導だけを行う教員を別に配置せざるを得ないこととなり、指導体制や定数確保上も、適切な小学校運営が不可能となると考えられる。

なお、小中一貫教育学校(仮称)においては、基本的に、小学校課程において小学校教育が、中学校課程において中学校教育が実施されることから、小学校教員免許状を有する者であれば小学校課程において、中学校教員免許状を有する者であれば中学校課程において教育を行うことは可能であると考えられるが、9年間を見通した教育を適切に行うため、このような者については、必要な研修の実施や人員配置の工夫などの取組を行うことが望まれる。

③ 両免許状の併有の促進について

今後、小中一貫教育や小中連携教育の取組がより一層広まっていくことが考えられ、小中一貫教育学校(仮称)以外の学校の教員も9年間を見通した中での教育を推進していくことは重要である。小中一貫教育学校(仮称)の整備や小中連携教育の充実を図るためには、両免許状の併有者の確保をより一層円滑に行えるようにする必要がある。また、教員個人にとっても、異なる学校種での経験は自らの視野を広げるとともに、知識・技能の向上にも資するという観点から、両免許状の併有を促進することは有意義であると考えられる。

現在、現職の教員が隣接免許状を取得する場合、所定の講習等において必要な単位を修得することとなっており、例えば、3年の勤務経験のある小学校教員が中学校教員免許状を取得するためには14単位、3年の勤務経験のある中学校教員が小学校教員免許状を取得するためには12単位、それぞれ必要とされている。

今後、小学校及び中学校教員免許状の併有を進めるためには、この制度について、例えば取得する免許状に関連する教職経験等を勘案して単位数を軽減するなど、都道府県・市町村教育委員会の判断を踏まえつつ、教員個人の経験や能力に応じ、従来よりも容易に他の学校種の教員免許状を取得できるようにする措置等を講じることを検討する必要がある。

加えて、現職の教員が他の学校種の教員免許状を取得しやすくなるよう、大学や都道府県等における認定講習等を一層充実させる取組を行う必要がある。この際、国においては、例えば小学校及び中学校教員免許状併有のための認定講習、通信等を活用した認定講習等に関するモデル事業を実施し、その成果を全国的に普及することが期待される。

これらの取組により、小中一貫教育学校(仮称)に配置される教員については、例えば指導力に優れた教員や教科に関する専門性の高い教員、小中連携教育や小中一貫教育に関する経験の豊富な教員など多様な教員の配置が進み、これらの教員が学校内において幅広く活動できるようになることが期待される。

④ 他校種における指導範囲の拡大について

小中一貫教育における利点の一つは、小学校における専科指導を充実できることである。このため、小学校や小中一貫教育学校(仮称)における小学校課程において、中学校教員による専科指導が一層促進される措置を講ずるとともに、教員免許状の併有状況や現場のニーズ等を踏まえ、更なる他校種における指導範囲の拡大の必要性について検討を進める必要がある。また、小学校教員等が、中学校や小中一貫教育学校(仮称)の中学校課程においてティーム・ティーチングの活用などにより中学校教員等とともに指導を行えるような体制を構築することも重要である。

なお、これらの措置を経て、教員が他の学校種に係る教育活動に当たる場合には、より円滑に取組を行うことができるよう、市町村、学校等においては、必要な人材の見通しを立てた上で、計画的に教職大学院等において学び直しをさせるなど、適切な内容の研修をあらかじめ受講する取組を進めることが望ましい。また、上記の方法で教員を活用する場合には、個々人の教員が過度の負担を負うことにならないよう、市町村、学校等においては、必要な人員配置や校務分掌の見直しなど、適切な配慮を行う必要がある。

さらに、大学の教職課程の内容の見直しを検討する中で、例えば学校種別ごとに修 得が求められている教職科目等の統合、小・中学校全体を俯瞰した児童生徒の発達の 段階や教育問題に係る指導の充実などについても検討を進めていくことが重要であ る。

5. 今後の検討について

以上、小中一貫教育制度の整備に当たっての教員免許制度の改革について検討を進めてきたが、今後においては、教員政策全般にわたって、今後必要となる改革について検討を進めることとする。既に教員養成部会に設置した教員の養成・採用・研修の改善に関するワーキンググループにおいて、先行して必要な論点の整理が行われた。この論点整理を踏まえ、また、更に指摘される視点も加えながら、検討を進めることとする。

その際、具体的な検討事項については、

- ①教員免許制度の在り方について
- ②教員養成の在り方について
- ③教員採用の在り方について
- ④教員研修の在り方について
- ⑤その他

として、上記1~3の背景、課題、改革の方向性を踏まえつつ、鋭意検討を進め、来年 夏頃を目途として一定の方向性を示すこととする。

参考資料

これからの学校教育を担う教職員の在り方について(概要)

背景

- ・社会が急激に変化する中、我が国の教育も、知識基盤社会、国際化、人口減少社会といった時代の 変化に即した対応が求められており、教育を支える教員についても新たな時代にふさわしい資質能力 を備える必要
- → 教員の養成・採用・研修に一貫性を持たせつつ、改革を進める必要

課題

く養成>

■新しい指導力の養成:

主体的・協働的に学ぶ授業を展開できるカ/各教科横断的な視野で指導できるカ/学校段階間の 円滑な移行を実現するカ

■近年の教育改革の方向に合わせた教員養成課程の充実:特別支援教育、小学校英語の教科化、 道徳の教科化、ICTの活用など/生徒指導や学級経営を行うカ/豊かな人間性やたくましさ

く採用>

- ■幅広い視野・専門性を持つ個性豊かな人材の確保/■採用前に学校現場を経験する機会の充実
- ■教員研修の機会確保/■研修の体系化、国・地方・学校の有機的連携/■研修成果の可視化 〈教員免許制度〉

学校種を超えた連携や学制改革の検討をふまえ、次世代の免許制度の在り方について検討

改革の方向性

- ○多様性への対応: 多様な専門性や経験を有する人材が多様な教育を行う
- ○体系的な取組:大学などにおける養成、採用、研修などの各段階を通じ、国・都道府県・市町村・学校 などの取組主体が一貫した理念のもと、体系的に取り組む
- <u>○次世代の教育像を意識した取組:</u>日本社会や教育の将来像を描きつつ、現在行わなければならない 取組を明らかにしながら改革に取り組む

小中一貫教育制度の整備に当たっての取組

〇小中一貫教育制度の円滑な導入・運用に必要な免許制度:

小学校教員免許状及び中学校教員免許状の併有を基本とする

〇経過措置等:

・当分の間、<u>どちらか一方の免許状で相当する課程の指導を可能</u>とする (小学校免許状→小学校課程、中学校免許状→中学校課程)

〇免許状併有促進のための環境整備:

- ・免許状取得要件上の工夫(教職経験等を勘案し、必要単位数を更に軽減する等)
- ・免許法認定講習の開設支援 など

〇その他:

- ・中学校教員による小学校における専科指導が一層促進されるための措置の検討
- 現行免許状での他校種における指導可能範囲の拡大の検討

まとめ(平成26年内)

など

上記背景、課題、改革の方向性を踏まえつつ、教員免許制度の改革、教員養成の充実方策、 教員採用における工夫、教員研修の充実方策等についても検討

まとめ(平成27年夏頃)

26文科生第253号

中央教育審議会

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

- 1 子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について
- 2 これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について

平成26年7月29日

文 部 科 学 大 臣 下 村 博 文

(理 由)

1 子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システム の構築について

我が国においては、高齢者人口が増大する一方で生産年齢人口は減少し続けるなど、主要先進国でもまれに見る速さで少子高齢化が進んでいます。また、グローバル化の進展に伴う国際競争の激化が進んでおり、こうした中で、日本が将来にわたり成長・発展し、一人一人の豊かな人生を実現するためには、少子化を克服するとともに、新たな社会的価値・経済的価値を生むイノベーションを創出し、国際的な労働市場で活躍できる人材の育成や多様な価値観を受容し、共生していくことができる人材の育成が求められています。

他方、日本の学校制度は、戦後、6-3-3-4制の学制を基礎として構築され、戦後の復興、近代国家としての成長と発展に重要な役割を果たしてきたと考えられます。しかしながら、戦後約70年が経ち、現在の学制が導入された当時より子供の発達が早期化していると言われており、また、小1プロブレムや中1ギャップと呼ばれる、進学に伴う新しい環境への不適応等の課題が指摘されています。これに加え、子供たちに対する意識調査において、自己肯定感の低さが指摘されているなど、現在の学校制度が、必ずしも子供の発達や能力に応じた効果的な制度とはなっておらず、子供の自信や可能性、能力を引き出す教育を行うことができる制度の構築が急務であると考えられます。

以上のような観点から、教育再生実行会議において、今後の学制等の在り方について御議論いただき、先日、子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制改革の方向性について御提言いただいたところであります。具体的には、幼稚園と小学校、小学校と中学校などの学校間連携の一層の推進や、小中一貫教育の制度化及び設置促進への支援、大学への飛び入学制度の活用実態を踏まえた高等学校の早期卒業や、国際化への対応として大学及び大学院入学資格においてそれぞれ課している12年又は16年課程の修了要件の緩和など、幅広い提言がなされています。また、学制改革に伴い、学校間連携や一貫教育を推進し、柔軟かつ効果的な教育を行う観点から、教科等の専門性に応じた、小学校と中学校、中学校と高等学校など学校種を超えて指導できる教員免許状の創設なども提言に盛り込まれています。これらを踏まえ、今後の学制の在り方について、諮問を行うものでありますが、特に改革の方向性を踏まえた具体的な実施方策や法制化に関する事項を中心に御審議いただきたいと考えております。

具体的には、以下の点を中心に御審議をお願いいたします。

第一に、小中一貫教育の制度化をはじめとする学校段階間の連携の一層の推進についてであります。

教育再生実行会議では、幼稚園と小学校、小学校と中学校などの学校間連携の一層の推進や、小中一貫教育の制度化、また、これらを踏まえた教員免許制度の在り方などについて、提言がなされておりますが、この中でも喫緊の課題である以下の事項について、御検討をお願いします。

○ 中1ギャップと呼ばれる中学校進学に伴う環境変化への不適応への対応や、小学校への外国語活動の導入をはじめとした学習内容の改善への対応等を考慮し、小学校教育と中学校教育の接続について、小中一貫教育を学校制度に位置づけ、9年間の教育課程の区切りを柔軟に設定できるようにすることなどにより、学校段階間の連携の一層の推進を図る必要があるが、これまでの全国各地の先導的な取組の成果・課題を踏まえ、どのような制度設計が考えられるか。また、その制度が有効に機能するための教員免許制度はどうあるべきか。さらに、小中一貫教育を全国的に展開するとともに、取組の質の向上を図る観点からどのような方策が考えられるか。

第二に、意欲や能力に応じた学びの発展のための高等教育機関における編入学等の柔軟化についてであります。

教育再生実行会議で示された、学習者の目的意識や意欲、能力に応じて、自らの学びを発展させ、様々な分野への挑戦を可能とする制度設計に向け、高等学校から大学への早期進学に係る制度の在り方、学制の異なる他国からの留学生受入れなどに対応した高等教育の入学資格の在り方、高等教育機関における編入学の在り方について、御検討をお願いします。その際、

- 高等学校の早期卒業について、現在の大学への飛び入学制度の活用状況等も踏まえ、 意欲・能力に応じた学びの発展や、その後の興味・関心の変化による進路変更に対応 できるようにするには、どのような制度とすべきか。
- 国際化の観点から、学制の異なる他国からの留学生の受入れを積極的に推進していくため、大学及び大学院における入学資格の在り方について、それぞれ現行の12年及び16年の課程の修了要件の緩和をどのように考えるか。
- 現在の短期大学、高等専門学校及び専門学校から大学への編入学や単位認定等の制度の活用促進に加え、高等学校専攻科や職業能力開発大学校・短期大学校等の学校以外の教育施設から大学への編入学等の途を開くには、どのようにすべきか。

などの視点から、御検討をお願いします。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項でありますが、この他にも、子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築に関し、必要な事項について御検討をお願いします。

2 これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について

学校教育の成否は、教員の資質能力に負うところが大きく、これからの時代に求められる学校教育を実現するためには、教員の資質能力の向上とともに、教員が専門性を発揮できる環境を整備することが求められています。

知識基盤社会において、各自が生涯にわたって自己の能力と可能性を最大限に高め、様々な人々と協調・協働しつつ、自己実現と社会貢献を図ることができるようにすることが重要です。そのためには、子供たちが、自ら課題を発見し、他者と協働してその解決に取り組み、新たな価値を創造する力などを身に付けることが不可欠です。

また、少子高齢化やグローバル化の進展に伴う国際競争の激化の中で、我が国が将来に わたり成長・発展し、一人一人の豊かな人生を実現するため、新たな社会的価値・経済的 価値を生むイノベーションを創出し国際的に活躍できる人材や、多様な文化や価値観を受 容し共生していくことができる人材を育成していくことが必要です。

そのために、教員が果たす役割は大きなものであり、これからの時代に求められる学校 教育の実現に向けて、教員の資質能力の向上が重要な課題であります。

一方で、中学校等の教員を対象としたOECDの国際教員指導環境調査(TALIS)の結果からは、我が国の教員をめぐる様々な課題が明らかになっています。

例えば、批判的思考を促すことや学習への動機付けをすることなど、主体的な学びを引き出すことに対して自信を持つ教員の割合が国際的に見て低い状況です。さらに、我が国の教員は、課外活動の指導や事務作業に多くの時間を費やし、調査参加国中で勤務時間が最も長いという結果が出ており、教員や支援職員の不足を指摘する校長の割合も高くなっています。

これからの教育を担う教員には、例えば、子供たちが一方的に教えられる受け身の授業ではなく、ICT等も活用しながら、課題の解決に向けて主体的・協働的に学ぶ授業を通じて、これからの時代に求められる力を子供たちに確実に身に付けさせることができる指導力が必要です。

また、子供の発達の早期化や中学校でのいじめ・不登校の急増など、発達段階に即した指導や学校段階間の円滑な接続に関する課題を踏まえて、学校間の連携や一貫教育、小学校における教科指導の専門性の向上等を推進し、柔軟かつ効果的な教育を行う観点から、教員が学校種を超えて指導ができることも求められています。

このため、養成段階から教職生活の全体を通じた教員の資質能力の向上のための総合的な取組を充実していくことが必要であり、教育再生実行会議の第5次提言においても、教員免許制度を改革するとともに、社会から尊敬され学び続ける質の高い教員を確保するため、養成や採用、研修等の在り方の見直しが提言されています。

加えて、教員が自らの指導力を十分に発揮し、生涯にわたって伸ばしていくことができるような環境を整備し、教員が魅力ある職となるよう、教員の専門性にふさわしい勤務や

処遇等の在り方について検討を行う必要があります。

また、従来よりも複雑化・多様化している学校の課題に対応していくためには、学校組織全体の総合力を一層高めていくことが重要であることから、教員としての専門性や職務を捉え直し、学校内における教職員の役割分担や連携の在り方を見直し改善していくとともに、教員とは異なる専門性や経験を有する専門的スタッフを学校に配置し、教員と教員以外の者がそれぞれ専門性を連携して発揮し、学校組織全体が、一つのチームとして力を発揮することが求められています。

以上のような観点から、これからの教育を担う教員の資質能力と学校組織全体の総合力を高めるための方策について包括的に諮問を行うものであります。

具体的には、以下の事項を中心に御審議をお願いいたします。

第一に、これからの教育を担う教員が必要な資質能力を身に付けることができるようにするため、教員養成・採用・研修の接続を重視して見直し、再構築するための方策についてであります。

これからの教育を担う教員に求められる指導力を、教員の専門性の中に明確に位置づけ、全ての教員がその指導力を身に付けることができるようにするため、教員養成・採用・研修の接続を重視して見直し、再構築するための方策について、御検討をお願いします。その際、

- 主体的・協働的に学ぶ授業を展開できる指導力、教科等横断的な視野を持って指導できる力、小中一貫教育など学校種を超えて指導できる力や小学校における教科指導の専門性などを身に付けさせる観点から、教育職員免許法に規定されている教員養成課程で学ぶべき内容や課程認定の在り方も含め教員免許制度をどのように見直していくべきか。その際、特に学校現場を経験する機会の充実も含め、どのような方策が考えられるか。
- 教員養成・採用・研修の接続を強化しつつ、採用の前又は後に学校現場で行う実習・研修を通じて適性を厳格に評価する仕組みの導入や、選考過程の改善を図る取組を推進するため、どのような方策が考えられるか。
- 教員を目指す者や教員が、養成段階から教職生活全体を通じて、資質能力を深化・発展させることができるよう、教員養成・採用・研修の各段階における学校・教育委員会と教職大学院等大学との連携・協働の取組を推進するため、どのような方策が考えられるか。その際、特に、研修の内容を高度化する観点から、教職大学院等大学との連携の推進を含めどのような方策が考えられるか。

などの視点から、御検討をお願いします。

第二に、教員が指導力を発揮できる環境を整備し、チームとしての学校の力を向上させるための方策についてであります。

教員が専門職として指導力を十分に発揮し、更にそれを教職生活全体を通じて学び続ける中で伸ばしていくことができるような環境を整備するとともに、従来よりも複雑化・多様化している学校の課題に対応するため、教員の勤務・処遇等の在り方や、多様な専門性や経験を有する者の配置などの学校の組織運営の在り方等について、財政上の措置も含め、御検討をお願いします。その際、

- 人事評価が法制度上位置づけられたことを踏まえ、頑張る教員が専門職としての 自信と誇りを持ち、教育指導に全力を注ぎ、その能力を伸ばしていけるような評価 や処遇等の在り方をどのように考えるか。
- 教員が専門職として教育活動に専念できるよう、例えば教員と事務職員の役割分担を見直し改善することや、心理や福祉などの多様な専門性や経験を有するスタッフの学校への配置等により、教員と教員以外の者がそれぞれ専門性を連携して発揮し学校組織全体の総合力を一層高めていくための方策をどのように考えるか。
- 体系的・計画的な管理職の養成・研修システムを構築するためにどのような方策 が考えられるか。あわせて、主幹教諭や主任の在り方など学校の組織運営体制を充 実するための方策をどのように考えるか。
- 地域全体の学校の指導力の向上や若手教員の育成を図るため、指導教諭や指導主 事の養成や活用の在り方など指導体制を充実するための方策をどのように考えるか。

などの視点から、御検討をお願いします。

以上が中心的に御審議をお願いしたい事項でありますが、この他にも、専門職として 教員の資質能力の向上を図るための取組や学校組織全体の総合力の一層の向上に関し、 必要な事項について御検討をお願いします。

中央教育審議会 初等中等教育分科会 教員養成部会 委員名簿

敬称略•五十音順

(委員)

小 川 正 人 放送大学教養学部教授、東京大学名誉教授

小 原 芳 明 玉川大学長

高 橋 香 代 くらしき作陽大学子ども教育学部長、

岡山県教育委員会委員

無 藤 隆 白梅学園大学子ども学部教授兼子ども学研究科長

吉 田 晋 学校法人富士見丘学園理事長、

富士見丘中学高等学校長、

日本私立中学高等学校連合会長

(臨時委員)

秋 田 喜代美 東京大学大学院教育学研究科教授

天 笠 茂 千葉大学教育学部教授

大 坪 治 彦 鹿児島大学教育学部副学部長

加治佐 哲 也 兵庫教育大学長

梶 田 叡 一 奈良学園大学長、学校法人奈良学園理事、

聖ウルスラ学院理事長

岸 田 正 幸 和歌山県立桐蔭中学校高等学校長

酒 井 朗 大妻女子大学教職総合支援センター教授

佐々木 正 峰 公益財団法人文化財建造物保存技術協会理事長

佐 藤 弘 毅 目白大学・目白大学短期大学部学事顧問

渋 谷 治 美 埼玉大学教育学部特別教員

髙 岡 信 也 独立行政法人教員研修センター理事長

髙 橋 基 之 東京都立目黒高等学校長、全国高等学校長協会長

中 西 茂 読売新聞東京本社調査研究本部主任研究員

比留間 英 人 東京都教育委員会教育長

北 條 泰 雅 学校法人みなと幼稚園理事長、みなと幼稚園長

堀 竹 充 新宿区立早稲田小学校長、全国連合小学校長会長

松 岡 敬 明 武蔵野市立第一中学校長、全日本中学校長会長

宮 﨑 英 憲 東洋大学参与

八尾坂修九州大学大学院人間環境学研究院教授

油 布 佐和子 早稲田大学教育・総合科学学術院教授

横須賀 董 十文字学園女子大学長

吉 村 政 和 千葉県教育庁教育振興部指導課指導主事

若 月 秀 夫 一般財団法人学校教育研究所代表理事、

政策研究大学院大学客員教授

渡 辺 三枝子 筑波大学大学研究センター客員研究員